

令和8年2月27日

法科大学院基準（改定案）に対する意見募集の結果について

公益財団法人 大学基準協会
法科大学院基準検討小委員会
主査 小名木 明宏

本協会の法科大学院基準（改定案）に対して、法科大学院、関係団体及び正会員大学をはじめとした関係者各位より貴重なご意見を賜りました。皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

この度の意見募集の結果及びご意見を踏まえた本協会の対応を以下の通り公表いたします。

【意見募集の概要】

1	案 件 名	法科大学院基準（改定案）に対する意見募集
2	意 見 募 集 期 間	令和7年12月2日（火）～令和8年1月6日（火）
3	意 見 提 出 者 数	1大学及び1個人
4	内容別にみた意見件数	8件
5	意見の受け取り方法	意見提出フォームからの提出

法科大学院基準（改定案）に対する意見への対応

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
1	<p><基準（大項目）> 大項目2 教育課程・学習成果、学生（本文）</p> <p><意見> 法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン（文部科学省高等教育局（最終改訂令和7年4月22日））8 法曹コースの質保証において、「法曹コースから連携法科大学院に進学し、司法試験に合格するまでの予測可能性を高め、法曹コース及び法科大学院において責任ある教育を実施することを担保するため、法科大学院の認証評価において、特別選抜により連携法科大学院に進学した法曹コース出身者（法学部3年次終了後に早期卒業により法科大学院既修者コースに入学した者や、それ以外の者も含む。）の司法試験合格率を厳正に評価する。」</p> <p>とされていることから、上記の趣旨を踏まえ、本文中において、「<u>法曹養成連携協定を締結している場合は、法曹コースから連携法科大学院に進学し、司法試験に合格するまでの予測可能性を高め、法曹コース及び法科大学院において責任ある教育を実施することを担保することが必要である</u>」等の記載をする必要があると思料します。</p>	修正なし	<p>いただいたご意見のとおり、法曹コース出身者の司法試験合格率を厳正に評価する必要性があることは認識しており、基礎要件データ表9において、法曹コース出身者の司法試験合格者数・合格率を記載する欄を新規に設けたことは、この認識を反映したものです。</p> <p>しかしながら、法曹コース出身者は法科大学院で学ぶ学生のうち一部であることを踏まえれば、ただちにこれを本文に明記する必要はないと考え、修正は行いません。</p>
2	<p><基準（大項目）> 大項目2 教育課程・学習成果、学生（基礎要件） 表9：司法試験の合格状況等の把握 [留意事項] 1</p> <p><意見></p>	修正なし	<p>上述のとおり、法曹コース出身者の司法試験の合格率を厳正に評価することの必要性は認識しているものの、数値基準については、その必要性も含めて、法曹コースの実態や今後の制度の推移を見極めながら検討を行うべきと考えています。</p>

法科大学院基準（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン(文部科学省高等教育局(最終改訂令和7年4月22日))8 法曹コースの質保証において、「法曹コースから連携法科大学院に進学し、司法試験に合格するまでの予測可能性を高め、法曹コース及び法科大学院において責任ある教育を実施することを担保するため、法科大学院の認証評価において、特別選抜により連携法科大学院に進学した法曹コース出身者(法学部3年次終了後に早期卒業により法科大学院既修者コースに入学した者や、それ以外の者も含む。)の司法試験合格率を厳正に評価する。」</p> <p>とされていることから、上記の趣旨に鑑み、法曹コース出身者の司法試験合格率につき、法科大学院の認証評価において<u>厳正</u>に評価する必要があります。と思料します。</p> <p>そのため、留意事項につき、1に加えて、「2 法曹コース出身者の司法試験の合格率が、経年的(5年間(2027年度に法科大学院の認証評価を受審の場合は4年間))の評価対象期間のうち、3年以上該当する場合を示す)に全国平均の1/2未満となっていないこと。」を加え、法曹コース出身者の司法試験合格率についても独立した留意事項として法科大学院の認証評価における評価の対象である旨及び具体的な数値基準を記載し、明文化をする必要があると考えます。</p> <p>なお、当該基礎要件及びそれに係る留意事項は、評価の視点2-12に係る基礎要件及びそれに係る留意事項であるところ、当該評価の視点は、重点的に評価をし、当該評価の視点に係る「是正勧告」がある場合は法科大学院基準に適合しているか否かについて特に慎重に判断するものとする【重要視点】であることから、上記につき、より明文化の必要性が高いと考えます。</p>		<p>そのため、当面は、全国平均を参照しながら、各法科大学院の実情を踏まえて厳正に評価することとし、今回は一律の数値基準を設けることはいたしません。</p>
3	<p><基準(大項目)> 大項目2 教育課程・学習成果、学生(評価の視点2-12)</p>	修正なし	No. 1・2と同様の理由により、現状の記載のとおりといたします。

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p><意見></p> <p>法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン（文部科学省高等教育局（最終改訂令和7年4月22日））8 法曹コースの質保証において、</p> <p>「法曹コースから連携法科大学院に進学し、司法試験に合格するまでの予測可能性を高め、法曹コース及び法科大学院において責任ある教育を実施することを担保するため、法科大学院の認証評価において、特別選抜により連携法科大学院に進学した法曹コース出身者（法学部3年次終了後に早期卒業により法科大学院既修者コースに入学した者や、それ以外の者も含む。）の司法試験合格率を厳正に評価する。」</p> <p>とされていることから、上記の趣旨に鑑み、法曹コース出身者の司法試験合格率につき、法科大学院の認証評価において<u>厳正</u>に評価する必要があると思料します。</p> <p>そのため、評価の視点2-12については、「組織的な教育課程・方法等の改善・向上を図っていること。そのために、学生や修了生の意見を聴取し、司法試験の合格状況（<u>法曹養成連携協定を締結している場合は、法曹コース出身者の司法試験の合格状況を含む</u>）、標準修了年限修了者数及び修了率に関する情報、修了者の進路、修了生や学生の意見を把握・分析し、学位授与方針に示した学習成果を検証し、その結果を活用していること。<u>また、法曹養成連携協定を締結している場合は、前段の事項につき、法曹コースから連携法科大学院に進学し、司法試験に合格するまでの予測可能性を</u></p>		<p>なお、「法科大学院基準」とは別途に、過去の認証評価の実績から、各法科大学院に自己点検・評価の際に参照いただきたいポイントや、評価者が留意しておくべき事項及びその取扱いをまとめた資料として「法科大学院基準に関する自己点検・評価のポイント及び留意事項等」を作成（改訂）する予定です。ご意見を踏まえ、同資料において、法曹コース出身者の司法試験の合格状況について各法科大学院に自己点検・評価を促すとともに、この点について評価者が厳正に評価を行うべきことを明記するよう検討します。</p>

法科大学院基準（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p><u>高め、法曹コース及び法科大学院において責任ある教育を実施することを担保する取り組みとなっていること（「専門院」第11条、「大学院」第14条の3、「法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン」8 法曹コースの質保証）。</u></p> <p>とし、法曹養成連携協定に関する運用ガイドラインを踏まえたものとするとともに法曹コース出身者の司法試験合格率についても独立した評価の視点として法科大学院の認証評価の対象である旨を明文化する必要があると考えます。</p> <p>なお、当該評価の視点は、重点的に評価をし、当該評価の視点に係る「是正勧告」がある場合は法科大学院基準に適合しているか否かについて特に慎重に判断するものとする【重要視点】であることから、上記につき、より明文化の必要性が高いと考えます。</p>		
4	<p><基準（大項目）> 大項目3 教員・教員組織（評価の視点3-2）</p> <p><意見> 貴協会が過去に実施した法科大学院認証評価において、「教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備」につき、不備が認められることを理由に教育の質に重大な欠陥が認められると貴協会が判断し、その結果、貴協会が定める法科大学院基準にも適合していない（不適合）と貴協会が判断した例が複数存在する（例：2017年度法政大学大学院法務研究科法務専攻、2014年度愛知学院大学大学院法務研究科法務専攻等）ことからすれば、当該評価の視点については、【重要視点】とし、重点的に評価する旨を明文化する必要があると思料します。</p>	修正なし	<p>今回、新たに設定した【重要視点】は、「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性について」（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（令和2年6月17日）など、法科大学院制度の改革動向を踏まえて設定したものです。</p> <p>「法科大学院基準（改定案）」の「法科大学院基準について（6）」（3頁）において、【重要視点】に係るものではない「是正勧告」であっても、法科大学院として重大な問題が認められる場合には「不適合」と判定することを明記しており、過去の判断とも矛盾しないため、修正は行いません。</p>
5	<基準（大項目）>	修正なし	法曹コース及び連携法科大学院において

法科大学院基準（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>大項目 4 法科大学院の運営と改善・向上（評価の視点 4-3）</p> <p><意見></p> <p>法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン（文部科学省高等教育局（最終改訂令和 7 年 4 月 2 2 日）） 8 法曹コースの質保証において、</p> <p>「法曹コースから連携法科大学院に進学し、司法試験に合格するまでの予測可能性を高め、法曹コース及び法科大学院において責任ある教育を実施することを担保するため、法科大学院の認証評価において、特別選抜により連携法科大学院に進学した法曹コース出身者（法学部 3 年次終了後に早期卒業により法科大学院既修者コースに入学した者や、それ以外の者も含む。）の司法試験合格率を厳正に評価する。」</p> <p>とされていることから、上記の趣旨に鑑み、評価の視点 4-3 については、「<u>法曹養成連携協定を締結している場合、法曹コースから連携法科大学院に進学し、司法試験に合格するまでの予測可能性を高め、法曹コース及び法科大学院において責任ある教育を実施することを担保する必要があることから、同協定において連携法科大学院が行うこととされている事項が適切に実施されていること（連携法第 6 条、法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン 8 法曹コースの質保証）。</u>」とし、同ガイドラインの趣旨を踏まえたものにもする必要があると思料します。</p>		<p>責任ある教育を実施していることについては、評価の視点 4-3「法曹養成連携協定を締結している場合、（中略）連携法科大学院が行うこととされている事項が<u>適切に実施</u>されていること」に、その担保も含んでいると考えています。そのため、修正は行いません。</p>
6	<p><基準（大項目）></p> <p>大項目 4 法科大学院の運営と改善・向上（評価の視点 4-4）</p>	修正なし	No. 4 と同様の理由により、現状の記載の通りといたします。

法科大学院基準（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p><意見> 当該評価の視点で評価を行う、自己点検・評価とそれに基づく改善活動は、内部質保証の観点から極めて重要であり、重要視点である評価の視点2-12での活動にも繋がるものであることから、評価の視点2-12と同様、評価の視点4-4についても【重要視点】として、重点的に評価を行う旨を明文化する必要があると思料します。</p>		
7	<p><基準（大項目）> 大項目4 法科大学院の運営と改善・向上（評価の視点4-5）</p> <p><意見> 認証評価等において、改善の必要性を指摘されたものについて適切に対応することは、認証評価制度の趣旨からすると極めて重要な活動であることから、当該評価の視点については、【重要視点】として、重点的に評価を行う旨を明文化する必要があると思料します。</p>	修正なし	No. 4と同様の理由により、現状の記載の通りといたします。
8	<p><基準（大項目）> 大項目2 教育課程・学習成果、学生（評価の視点2-7（3））</p> <p><意見> 未修者教育の充実が求められているところ、「各法科大学院の状況に応じ」とあるとおり、挙げられている「長期履修制度の導入」および「科目履修制度を含む入学前の学習機会の提供」が飽くまでも「例」にすぎず、「未修者教育の充実を図る観点からの取組み」が評価の視点となることを明記すべきである。</p>	評価の視点2-7（3） 長期履修制度の導入や、科目履修制度を含む入学前の学習機会の提供等、各法科大学院の状況に応じた未修者教育の充実を図るための取組みを行っていること。	いただいたご意見を踏まえ、左記の通り修正いたします。

以上